

## 鳥取県立美術館整備運営事業

### 別添資料 16 総合施工計画作成要領

事業者は、建設工事の着手前に、総合仮設計画を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた、総合施工計画書を作成し、県に提出する。

総合施工計画書は、事業者独自の様式、記載内容で任意とするが、以下の項目を含むものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 建設企業の組織表  
現場代理人、監理（主任）技術者、品質管理責任者及び担当係員の構成を含めた、本事業の施工管理組織を示す。
- (3) 業務分担、責任と権限  
(2) に示した施工管理組織員の、業務分担、責任と権限を明確に示す。
- (4) 現場組織表  
発注者、監督員、建設企業及び協力会社等、現場に係る関係者を組織表で示す。
- (5) 実施工程表
- (6) 現場の運営
  - ア 休日・作業時間
  - イ 会議体の種類と出席者の構成
  - ウ 承認手続き要領
  - エ 設計変更手続き要領
  - オ 県による業績監視への対応方法
- (7) 施工方針
  - ア 工程管理
  - イ 品質管理
  - ウ 出来形管理
  - エ 重点施工管理項目
- (8) 施工計画
  - ア 工種別施工計画書(要領書)作成計画
  - イ 施工図作成計画
  - ウ 見本等の提出計画
- (9) 法令適応のための許可申請計画

(10) 安全管理

- ア 安全衛生管理体制（建設企業及び建設関係者全体の体制）
- イ 安全管理関係訓練等の計画
- ウ 使用機械等管理計画
- エ 異常気象時の対応
- オ 重機災害の防止
- カ 過積載防止

(11) 緊急時連絡体制

(12) 環境管理

- ア 公害防止対策
- イ 隣接地区及び道路の環境維持
- ウ 発生材処分計画

(13) 総合仮設計画

総合的な方針を明確にした総合仮設計画図を作成する。